

津 市

第7次高齡者福祉計画・
第6期介護保険事業計画

概要版

平成27年3月
津 市

計画の策定にあたって

計画の背景と目的

- ・いわゆる「団塊の世代」が75歳を迎える平成37年（2025年）には、医療や介護のニーズがピークに差し掛かります。
- ・介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、健康かつ生きがいを持ちながら自立した日常生活を営むためには、介護サービスの充実はもとより、医療や住まい、介護予防や日常生活への支援が確保される「地域包括ケアシステム」の確立が不可欠です。
- ・地域包括ケアシステムを確立する上では、地域の社会資源を十分に活用し、「自助」や「互助」によって高齢者を見守り、支え合うことが重要です。



平成37年（2025年）を視野に入れながら、本市における介護保険事業及び高齢者福祉施策を計画的に推進するための目標及び方向性を明らかにし、地域包括ケアシステムの実現に向けた方策を定める計画です。

計画の位置づけと期間

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的にまとめた計画です。

本計画は、平成37年（2025年）を視野に入れつつ、平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）までの3年間を計画期間とします。

計画の基本的な考え方と基本方向

基本理念と基本姿勢

基本理念

高齢者が安心して自立した生活を送ることのできる 心豊かで元気あふれる地域社会

「高齢者が安心して自立した生活を送ることのできる」地域社会とは、すべての高齢者の人生が尊重され、高齢者が状況に応じた適切なサービスや支援を受けながら、自らの意思で心身ともに健康で自立した生活を送ることができる社会を表しています。

「心豊かで元気あふれる」地域社会とは、すべての高齢者が、住み慣れた地域の中で、あたたかい心配りを受けて心豊かに暮らしたり、高齢者自身が人生の中で培った経験を発揮し、地域全体の力となっている社会を表しています。

基本姿勢

計画の基本姿勢として、「自助・互助・共助の総合力による地域包括ケアシステムの確立」を掲げ、計画を推進する上で常に配慮することとします。

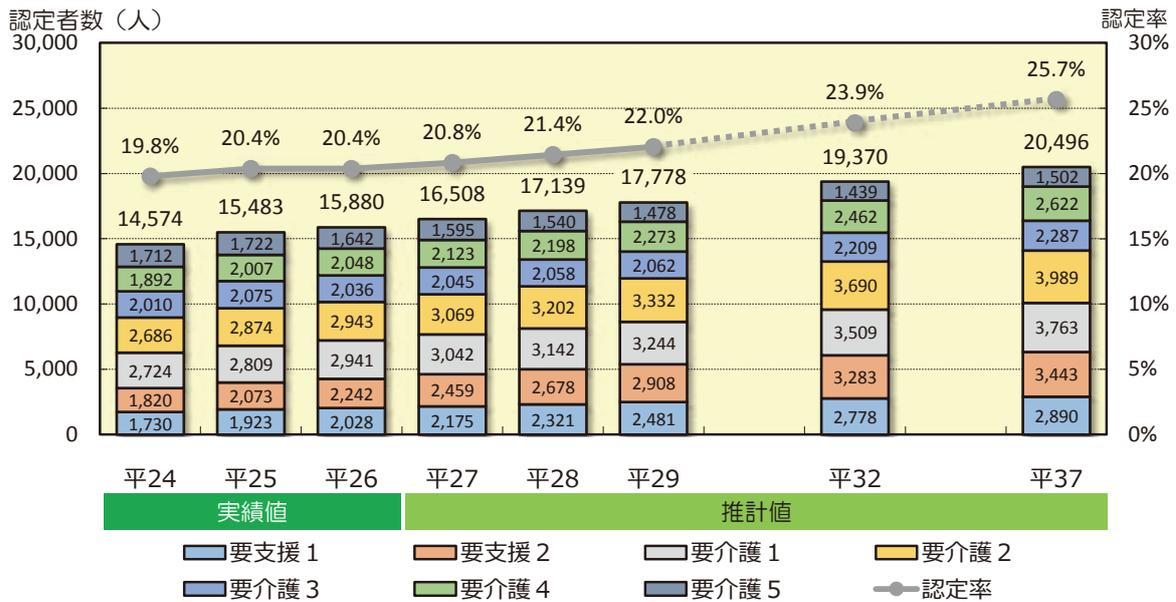
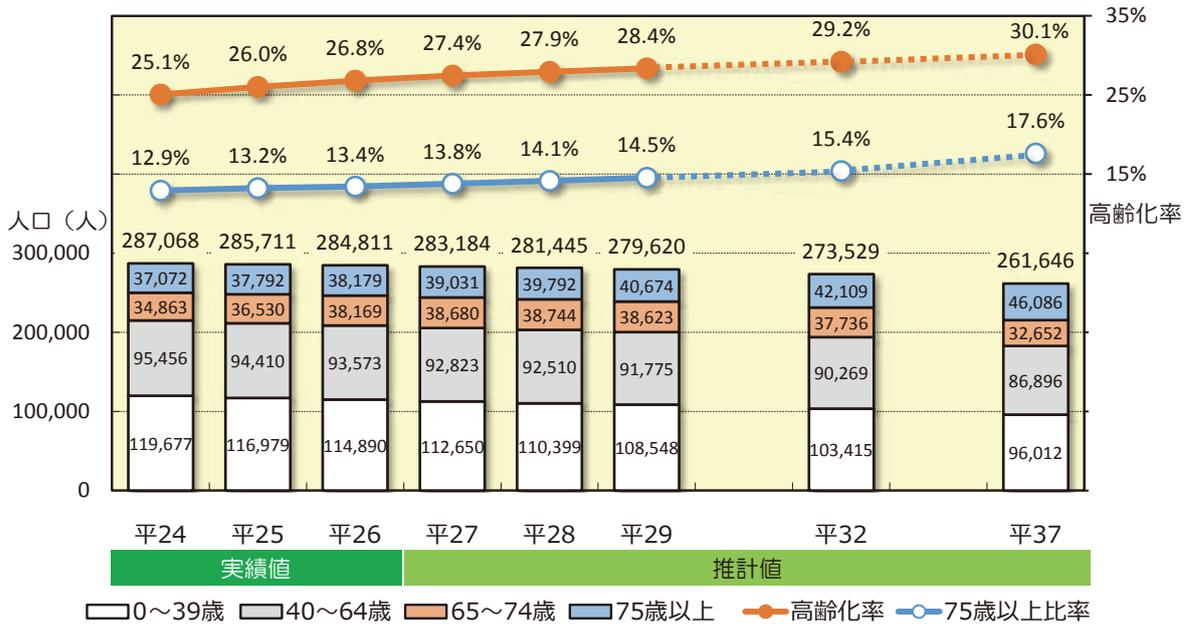
施策の体系

基本理念の実現と地域包括ケアシステムの確立に向け、次の7つの基本目標を掲げ、そのもとで施策を推進します。

基本理念	基本姿勢	基本目標	施策
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">高齢者が安心して自立した生活を送ることのできる 心豊かで元気あふれる地域社会</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">自助・互助・共助の総合力による地域包括ケアシステムの確立</p>	1. みんなで支える地域づくり	(1)地域包括支援センター機能の強化
			(2)地域包括ケアシステムの構築
		2. いきいきと元気に暮らす地域づくり	(1)高齢者の多様な生きがい活動への支援
			(2)社会参加活動への支援
			(3)健康づくりの推進
		3. 支援の必要な高齢者が暮らしやすい地域づくり	(1)介護予防の推進
			(2)日常生活支援の推進
		4. 認知症高齢者が暮らしやすい地域づくり	(1)認知症の早期発見・初期支援の充実
			(2)認知症高齢者の見守り体制の構築
		5. 在宅で医療が受けられる地域づくり	(1)在宅医療と介護の連携
			(2)在宅医療に関する意識の高揚
		6. 安心して暮らせる地域づくり	(1)住み慣れた日常生活への支援
			(2)安心・安全な住環境の整備
			(3)高齢者の権利の擁護
		7. 安心して介護を受けられる地域づくり	(1)居宅サービスの充実
			(2)地域密着型サービスの充実
			(3)介護施設サービスの充実
			(4)介護給付の適正化
			(5)家族介護者支援の推進

人口及び要介護認定者数の推計

本市における、計画期間（平成 27～29 年度）及び平成 37 年（2025 年）の人口及び認定者数を次のように見込みます。



施策の推進

地域包括ケアシステムを構築していくため、地域包括ケアを担う地域包括支援センターの職員配置などの強化を図るとともに、各担当エリアにおいて、「地域ケア会議」を開催し、関係機関が顔の見える関係を築き、地域ネットワークを形成することが重要です。さらに、認知症高齢者へ多角的に支援を実施するために、認知症地域支援推進員が医療と介護の連携を実施し、また、早期対応を行う認知症初期集中支援チームを配置していきます。

本市では、介護老人福祉施設の入所待機者の削減は喫緊の課題となっており、アンケート結果でも施設入所のニーズは高い状況であり、さらに今後も入所待機者の増加が予測されます。自宅での生活が困難な高齢者ができる限りスムーズな入所が可能となるよう、計画的に整備するとともに、住み慣れた自宅で安心して暮らし続けられるよう、在宅ケアの充実に取り組みながら、総合的に介護老人福祉施設の入所待機者の削減に取り組む必要があります。

1 みんなで支える地域づくり

(1) 地域包括支援センター機能の強化

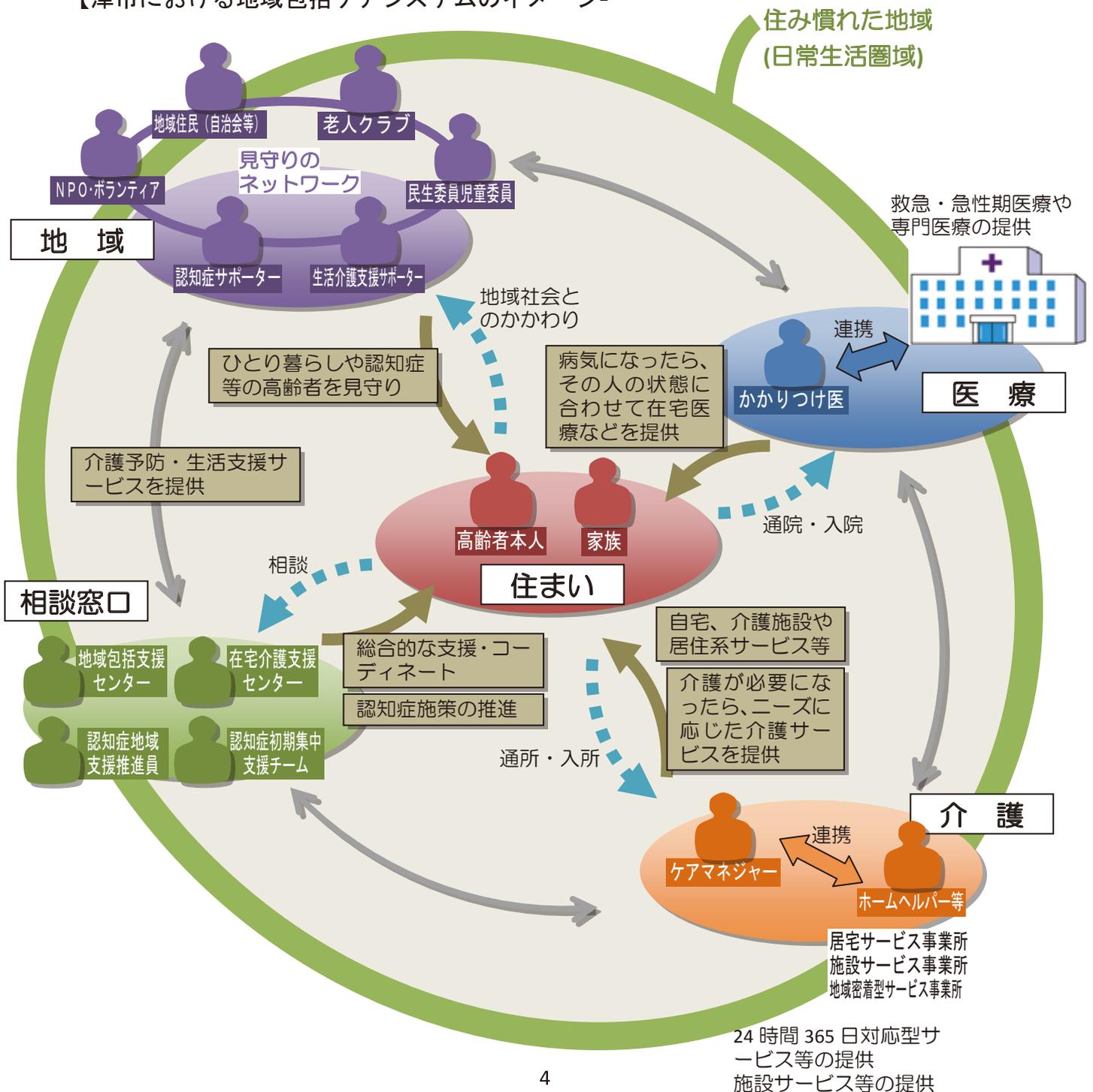
地域包括ケアシステムの中核機関である地域包括支援センターについては、介護保険制度の改正に合わせた包括的支援事業を中心的に担えるよう、設置や職員配置について見直しを行い、運営体制の充実並びに機能強化を図ります。

(2) 地域包括ケアシステムの構築

住み慣れた地域で高齢者が安心して暮らすことができるよう、地域包括支援センターのエリア単位で組織される「地域ケア会議」の連携に基づき、地域社会全体で高齢者を支える地域包括ケアシステムの構築を目指します。

地域包括支援センターが中心となり、各種団体や組織間のネットワークづくりや地域住民の意識啓発等の取り組み、地域住民を主体とした見守り体制の構築に努めるとともに、困難事例に適切に対応するため、警察や保健所、医療機関等の専門機関とのネットワークを強化します。

【津市における地域包括ケアシステムのイメージ】



2 いきいきと元気に暮らす地域づくり

(1) 高齢者の多様な生きがい活動への支援

高齢者が地域住民、地域の子ども等、地域における様々な世代間交流を図り、また、高齢者の豊かな経験による個性や能力を活かし、地域の中で心豊かに生きがいを持って暮らすことのできるよう、多様な活動機会の提供や地域活動の促進を図ります。

(2) 社会参加活動への支援

高齢者が、培ってきた豊かな経験や技能を活用できるよう、高齢者就労や社会参加活動への支援をすることで、高齢者の生きがいの充実と社会参加による地域づくりを図ります。

(3) 健康づくりの推進

健康づくりの推進については、「津市健康づくり計画」の基本理念・基本方針に基づき、保健センターを中心に健康づくり事業を実施します。

3 支援の必要な高齢者が暮らしやすい地域づくり

(1) 介護予防の推進

健康寿命の延伸を図り、介護や医療を必要とする人の増加をできる限り抑制するため、高齢者が自らの意思で、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう支援するとともに、地域において介護予防に資する自発的な活動が広く実施され、高齢者自らが主体的に介護予防に取り組む地域社会の構築を推進します。

(2) 日常生活支援の推進

高齢者が支援を必要とする状態になっても、住み慣れた地域において自立した生活ができるよう、介護予防の要素も合わせた生活支援サービスの提供に向けて、これまでの介護保険による訪問・通所の予防給付に加えて、住民活動やボランティア活動も含めた、多様な主体による多様な生活支援サービスの提供を促します。

○ 介護予防・日常生活支援総合事業について

介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体による多様なサービスを充実させることにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を行うことができます。また一方では、多くの高齢者は、要介護・要支援状態には至っていないことから、地域での支え合いなどの社会参加できる機会を増やしていくことによって、高齢者の介護予防につながると期待できるもので、地域支援事業の中核となるものです。

本市では、地域包括ケアシステムの構築に向けた介護予防・日常生活支援総合事業の実施は、上述の保険給付の地域支援事業への円滑な移行と多様な主体によるサービスの充実のため、地域の実情に応じたサービスの基準づくりや、利用者や介護事業者等への周知を図った上で移行することが必要と考えることから、移行時期を平成 29 年 4 月とします。

4 認知症高齢者が暮らしやすい地域づくり

(1) 認知症の早期発見・初期支援の充実

認知症は早期に発見し、初期支援を行うことが重要であることから、早期発見と初期支援を行うための体制づくりを進めるとともに、必要なサポートが受けられるよう、専門機関との連携により、適切な機関へのつなぎを行います。

(2) 認知症高齢者の見守り体制の構築

認知症に関する正しい知識や理解の普及啓発、地域や職域において認知症の人や家族を支援する体制整備に向けて、認知症サポーター養成講座の開催などを継続しながら、認知症の人や家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進します。

5 在宅で医療が受けられる地域づくり

(1) 在宅医療と介護の連携

医師会との連携により、在宅医療と介護との連携を進めるための組織化をさらに深め、在宅医療が受けられる環境づくりを目指します。

(2) 在宅医療に関する意識の高揚

在宅療養生活や看取りに関する正しい知識の普及を図るため、地区医師会等の関係機関と一体となり、市民に対する意識啓発活動を進めます。

6 安心して暮らせる地域づくり

(1) 住み慣れた日常生活への支援

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるように、日常生活の支援を行います。

(2) 安心・安全な住環境の整備

高齢者が安心して日常生活が送れるよう、日常生活基盤である住環境の整備を推進し、安心・安全な住生活が送れるよう支援します。

(3) 高齢者の権利の擁護

高齢者への虐待を防止するとともに、自己判断能力が低下した高齢者が安心して暮らせる地域づくりを推進します。

7 安心して介護を受けられる地域づくり

(1) 居宅サービスの充実

増加するニーズに対応できるよう、サービスの量的な確保を図るとともに、本人とその家族等の心身機能の状態やニーズを把握し、適切な居宅サービスを提供できるよう努めます。

(2) 地域密着型サービスの充実

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等の増加が見込まれる中で、高齢者が身近な地域での生活ができるように、日常生活圏域や地域バランスを勘案するとともに、未整備圏域を中心に整備を進めます。

(3) 介護施設サービスの充実

介護施設サービスを必要とする人が適切に利用できるよう入所待機者の状況、介護保険料への影響などを勘案し、施設整備を推進していくこととします。

(4) 介護給付の適正化

要支援・要介護認定者の増加により、介護給付が増加する中、介護給付の適正化を行い、介護保険サービスの運営強化に努めます。

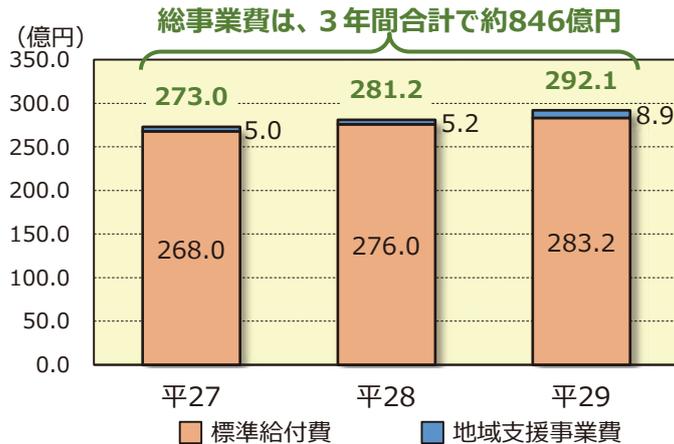
(5) 家族介護者支援の推進

在宅介護を進めるため、介護をする家族の身体的負担や経済的負担などの軽減を図るとともに、相談等により心身の負担軽減に努めます。

介護保険事業費の見込みと介護保険料

介護保険事業費

介護保険事業にかかる総事業費は、標準給付費見込額と地域支援事業費見込額を合計し、下記のとおり設定します。



介護保険料の設定

事業費のうち、第1号被保険者が22%を保険料として負担することとなり、保険料基準額の年額は74,000円(月額6,167円)となります。第1号被保険者の保険料については、所得等に応じて保険料が段階的に設定され、低所得者を負担軽減し、高所得者を負担加重します。本市においては、下記のとおり13段階の保険料設定とします。

旧所得段階	新所得段階	所得などの条件	基準額に対する割合	年額保険料
第1段階	第1段階	生活保護を受給している人、または世帯員全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	×0.48	35,520円
第2段階		本人及び世帯員全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人		
第3段階	第2段階	本人及び世帯員全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円を超え、120万円以下の人	×0.725	53,650円
第4段階	第3段階	本人及び世帯員全員が市民税非課税で、第1段階・第2段階以外の人	×0.75	55,500円
第5段階	第4段階	本人が市民税非課税、かつ世帯の中に市民税課税者がいる人で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	×0.875	64,750円
第6段階	第5段階	本人が市民税非課税、かつ世帯の中に市民税課税者がいる人で、第4段階以外の人	×1.00 (基準額)	74,000円
第7段階	第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間120万円未満の人	×1.20	88,800円
	第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間120万円以上、190万円未満の人	×1.30	96,200円
第8段階	第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間190万円以上、250万円未満の人	×1.50	111,000円
第9段階	第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間250万円以上、290万円未満の人	×1.70	125,800円
	第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間290万円以上、500万円未満の人	×1.80	133,200円
第10段階	第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間500万円以上、750万円未満の人	×1.90	140,600円
第11段階	第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間750万円以上、1,000万円未満の人	×2.10	155,400円
	第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間1,000万円以上の人	×2.30	170,200円

なお、国から平成27年度以降の保険料について、低所得者に対する保険料負担軽減の方向性が示されています。政省令などが確定した場合、早急に手続きを実施し、負担軽減を図ります。

津市第7次高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画—概要版— 平成27年3月

発行：津市 〒514-8611 津市西丸之内23番1号

編集：津市健康福祉部 介護保険課 電話(059)229-3149 / E-mail 229-3149@city.tsu.lg.jp
 高齢福祉課 電話(059)229-3156 / E-mail 229-3156@city.tsu.lg.jp